

「上海市労働傷病保険の実施規則に 関する若干問題の通知」

2005年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

上海市労働及び社会保障局 上海市医療保険局

滬勞保福発[2004]38号

『上海市労働傷病保険実施規則』の実施に関する 若干問題の通知

各委員会、運営、局、ホールディング(グループ)会社、市社会保険事業基金決算管理センター、市医療保険事務管理センター、各区、県労働と社会保険局、社会保険事業管理センター、医療保険運営室及び医療保険事務センター、各関連医療機構へ

『上海市労働傷病保険実施規則』(以下『実施規則』と略称する)を徹底的に実施するため、ここに関連問題を以下のように通知する。

一、労働傷病認定受理の時効、認定条件に関して

(一)2004年1月1日以降に傷害事故が発生する、或いは職業病であると診断、評定された(以下、「傷病事故発生」と称する。)場合、雇用団体は傷病事故の発生日から30日以内に、区県労働保障行政部門に労働傷病認定の申請を行わなければならない。雇用団体は規定する期限内で労働傷病認定の申請を行わない場合、従業員或いはその直系親族、労働組合組織が傷病事故の発生日から1年以内に区県労働保障行政部門に労働傷病認定の申請を提出することができる。

(二)2004年1月1日前に傷病事故発生の場合、雇用団体或いは従業員は労働傷病認定の申請提出に対して現在のところ期限はないが、今後国家或いは本市が申請時効を別に規定する場合、それに従って規定する。

(三)2004年1月1日以降に傷病事故発生の場合、『実施規則』に規定する労働傷病認定条件に従って認定する。

2004年1月1日前に傷病事故が発生し、2004年1月1日後に労働傷病認定を申請する、且つ申請時効が1年を超えていない場合は、『実施規則』に規定する労働傷病認定条件に従って認定する。申請時効が1年を超えた場合は、傷病事故の発生日における国家及び本市が規定する労働傷病認定の条件に従って認定する。

二、労働傷病保険医療費用の支払い管理について

(四)本市労働傷病保険医療機構は本市の基本医療保険が約定した医療機構(以下、「医療機構」と略称する。)である。医療機構は労働傷病者の労働傷病医療費用について本市の基本医療保険規則の規定に従って管理するとともに、本市の基本医療保険の診療項目範囲、使用薬範囲及び医療サービス施設範囲(以下、「三項目録」と略称する。)によって決算する。

(五)本市の労働傷病保険医療項目目録、労働傷病保険薬品目録、労働傷病保険入院サービス標準は、国家の規定する範囲標準と本市の基本医療保険の「三項目録」に従って執行する。本市の基本医療保険の「三項目録」を規定によって調整する場合は、市労働傷病保険運営機構が、市医療保険局の提供する調整内容について裁定及び公布を行なう。

(六)労働傷病者の労働傷病治療に必要な医療費用は、国家规定の範囲標準と本市基本医療保険の「三項目録」に合致しなければならない。規定に合致する労働傷病医療費用は、本市の規定によ

て、医療保険基金の負担部分を除き、そのほかは労働傷病保険基金が負担する。国家が規定する範囲標準を公布した後、労働傷病者の労働傷病の治療が本市基本医療保険の「三項目録」を超えるが、医療費用は国家が規定する範囲標準内である場合、労働傷病保険運営機構によって裁定後清算する。

労働傷病者に特殊状況が発生し、労働傷病治療に必要な医療費用が国家の規定する範囲基準と本市の基本医療保険「三項目録」範囲を超える場合、労働保険運営機構は、労働傷病者の診療医療機構が作成した証明を市労働及び社会保障局(以下市労働保障局と略称する)に提出して審査する。

(七)従業員に発生した労働傷病事故と労働傷病者の労働傷病再発により治療が必要な場合、社会保障カード或いは医療保険カードを使用しなければならない。特殊状況により現金で支払う場合の労働傷病医療費用は、必ず医療保険事務センターが審査を行い「医療費ゼロスター清算決算票」或いは「医療費用審査証明」を作成し、労働傷病保険運営機構が労働傷病者の医療費用を支払う裁定証明とする。

(八)従業員に傷病事故が発生し労働傷病を治療する医療費用は、労働保障行政部門が労働傷病と認定する前は、医療機構が本市の基本医療保険規則の規定に基づき執行する。労働保障行政部門が労働傷病と認定した後は、医療保険基金を労働傷病医療費用の差額の支払いに用い、労働傷病保険運営機構が定期的に労働傷病保険基金から医療保険基金に振り込む。

労働傷病者の労働傷病が再発して入院治療が必要な場合は、労働保障行政部門が作成する「労働傷病認定書」を持参して治療し、労働傷病の治療に必要な医療費用は本通知第(六)条規定に従って執行しなければならない。労働傷病者は、評定機構が労働傷病の再発に属しないと判断した場合、それによって発生した入院医療費用は本市の基本医療保険規則の規定処理に従い、労働傷病者が「労働傷病再発確認書」(付属一)をもとの治療医療機構に持参し再決算の手続きを行わなければならない。

(九)雇用団体は規定期限内で労働傷病認定の申請を行わない場合、労働傷病者の傷病事故発生日から労働傷病認定の申請提出日の間で発生した労働傷病医療費用は全て雇用団体が負担する。治療する医療機構は労働傷病保険運営機構が作成した「医療費用区分決算通知書」(付属二)に基づき、労働傷病者の入院医療費用を分けて決算するとともに、明細票を印刷しなければならない。

三、労働傷病者の補助器具に対する配置管理に関して

(十)労働傷病者は日常生活或いは就業に補助器具の手配が必要である場合、区県労働能力評定委員会(以下評定機構と略称する)の確認を通して、本通知に規定する「補助器具項目と費用の標準」(付属三)により配置する。

労働傷病者に特殊状況が発生し配置すべき補助器具が上述規定項目を超えた場合、評定機構の確認を通し、市労働保障局に提出して審査を行わなければならない。

(十一)労働傷病者が本通知規定に合致する補助器具を配置する費用は、労働傷病保険基金が負担する。労働傷病者は補助器具を配置するとき、要求する補助器具の配置費用が、「補助器具項目と費用の標準」規定を超える場合、労働傷病保険基金は、規定を超えた部分の費用を支払わない。

(十二)評定機構は労働傷病者の後遺障害等級を評定するとき、補助器具の配置を必要とする場合、予め確認を行って「補助器具配置確認書」(付属四)を作成し、雇用団体と労働傷病者に提出しなければならない。

雇用団体は評定機構が作成した「補助器具配置確認書」を持参し、労働傷病者のために補助器具の配置手続きを行なう。

補助器具を配置しないと確認された労働傷病者が、補助器具の配置が必要であると考えられる場合、雇用団体所在地の評定機構に補助器具の配置確認を申請することができ、以下の資料を提出する。

- 1、「補助器具配置申請表」(付属五)
- 2、「労働傷病認定証」
- 3、「評定結論書」。

(十三)補助器具配置機構は「補助器具配置確認書」の意見によって、労働傷病者のために国家標準、品質に合格した補助器具を配置し、補助器具の品質や価格、サービスについて労働傷病者の承諾を得なければならない。労働傷病者に配置した補助器具が規定の使用年限内で品質或いはサービスに問題がある場合、承認した配置機構がそれに対する責任を負う。

(十四)労働傷病者は症状の変化により、補助器具の配置が必要である、或いはもとの配置された補助器具を継続使用することができない場合、本通知第(十二)条の規定に従って確認手続きを行なう。

(十五)労働傷病者に配置した補助器具が規定する使用年限に達した場合、もとの確認書により補助器具の更新手続きを行なうことができる。

四、労働傷病によって死亡した者の供養親族範囲に関する規定

(十六)労働傷病により死亡した従業員の供養親族に、いかなる収入もなく、労働傷病で死亡した従業員が生前提供していた生活源に頼り、以下の状況のうち一つに当てはまる場合、『実施規則』の規定に従って供養親族弔慰金の給付を受領することができる。

1、労働傷病によって死亡した者の供養親族が評定機構によって完全に労働能力を失っていると評定された場合。

2、労働傷病によって死亡した者の配偶者、父母(養父母、扶養関係のある継父母)が男性満 60 歳、女性満 55 歳に達している場合。

3、労働傷病によって死亡した者の父母はいずれもすでに死亡し、その祖父母、母方の祖父母が男性満 60 歳、女性満 55 歳に達している場合。

4、労働傷病によって死亡した者の子女が満 18 歳に満たない或いは満 18 歳であるが継続して全日制学校(本科及びそれ以下、以下同様)に就学している場合。

5、労働傷病によって死亡した者の父母はいずれも死亡している或いは完全に労働能力を失っており、その兄弟姉妹が満 18 歳に満たない或いは満 18 歳であるが継続して全日制学校に就学している場合。

6、労働傷病によって死亡した者の子女はすでに死亡している或いは完全に労働能力を失っており、その孫、外孫が 18 歳に満たない或いは満 18 歳であるが継続して全日制学校に就学している場合。

上述4、5、6項に属し対象年齢が満 18 歳に達した後、継続して全日制学校に就学しないが、重度の伝染性などの疾病で入院治療が必要であり、一時的に就業することができない場合、供養親族弔慰金の給付を受領することができる。

(十七)弔慰金を受領した労働傷病によって死亡した者の供養親族に以下の状況のうち一つがある場合、弔慰金の受領を停止する。

1、労働傷病によって死亡した者の子女、孫、外孫、兄弟姉妹の年齢が満 18 歳で、全日制学校で就学していない或いは完全に労働能力を失っていない場合。

2、労働傷病によって死亡した者の供養親族が就業或いは軍に入隊する場合。

3、労働傷病によって死亡した者の配偶者が再婚する場合。

4、労働傷病によって死亡した者の供養親族が他人或いは組織で養育される或いは扶養される場合。

5、労働傷病によって死亡した者の供養親族がその他の基本生活を維持する収入を得ることができる場合。

6、労働傷病によって死亡した者の供養親族が死亡する場合。

7、労働傷病によって死亡した者の供養親族が犯罪により現在監獄に入っている場合。

(十八)労働傷病によって死亡した者の供養親族が弔慰金の申請受領に必要な提出資料:

1、労働傷病によって死亡した者との親族関係を明記した住民戸籍謄本或いは公安部門が作成した関連証明

2、現在何の収入もなく、労働傷病によって死亡した者から生前提供された生活源に頼っていることに関して街道、郷鎮政府が作成した証明

労働傷病によって死亡した者の供養親族が満 18 歳で全日制学校に就学している場合、別に就学学校が発行した証明を提供しなければならない。

労働傷病によって死亡した者の供養家族が完全に労働能力を失っている場合、別に評定機構が作成した評定結論書を提供しなければならない。

労働傷病によって死亡した者の供養親族が重度の伝染性疾病にかかり入院治療が必要で、一時的に従業できない場合、別に医療機構が発行する症状証明を提供しなければならない。

(十九)労働傷病保険運営機構は毎年労働傷病によって死亡した者の供養親族が弔慰金の給付を受領する条件について検査し、弔慰金を継続的に受領するにふさわしくない或いは規定に従って関連証明資料を提供しない場合、弔慰金の支給を停止しなければならない。

五、休業給与支給期の延長と労働傷病再発確認に関して

(二十)労働傷病者の休業給与支給期において、もとの賃金・福利の給付は毎月団体が支給し、その標準は労働傷病者の負傷前 12 ヶ月間における平均賃金収入とする。休業給与支給期のもとの賃金・福利の給付は本市の労働者最低月給標準より低くなってはならない。

(二十一)休業給与支給期の期限は労働傷病を治療する医療機構が労働傷病者の症状によって確定し、一般的に 12 ヶ月を超えない。労働傷病者は休業給与支給期が満期になる或いは治療症状が相対的に安定したあと後遺障害があり、労働能力に影響する場合、労働能力の評定を行わなければならない。評定後休業給与支給期における給付の受領を停止する。

(二十二)労働傷病者の症状が重症或いは状況が特殊であり、休業給与支給期の延長を要求する場合、休業給与支給期満 15 日前までに、所在団体に書面で申請を提出し、労働傷病を治療する医療機関の診断証明と関係資料を提供しなければならない。

雇用団体は、休業給与支給期の延長に異議がある場合、労働傷病者が書面申請した日から 7 日以内に、団体所在地の評定機構に休業給与支給期延長確認申請を提出するとともに、以下の資料を提出しなければならない。

1、「休業給与支給期の延長申請表」(付属六)

2、「労働傷病認定書」

3、労働傷病を治療する医療機関の診断証明と関連資料。

雇用団体が規定期日内に申請確認を提出しない場合は、休業給与支給期の延長に同意したと見なされる。

(二十三)評定機構は必要に応じて労働傷病者に医療検査を手配し、医療衛生専門家が医療検査の結論及び関連資料に基づき、労働傷病者を直接検査して確認意見を出し、「休業給与支給期の延長確認書」(付属七)を作成し雇用団体と労働傷病者に提出しなければならない。

(二十四)労働傷病者の休業給与支給期内或いは労働能力評定結論が出される前において、雇用団体はその労働関係を解除或いは終止してはならない。

(二十五)労働傷病者は評定機構の評定後、もとの後遺障害部位の症状再発による治療で発生した医療費用は、区県労働傷病保険運営機構が規定に基づき審査して支払う。症状が複雑で審査できない場合、区県労働傷病保険運営機構は「労働傷病再発確認連絡票」(付属八)を作成し雇用団体或いは労働傷病者に提出する。雇用団体或いは労働傷病者が評定機構に労働傷病再発確認証を申請し、以下の資料を提出する。

- 1、「労働傷病再発確認申請表」(付属九)
- 2、「労働傷病認定書」
- 3、「評定結論書」
- 4、「労働傷病再発確認連絡票」
- 5、労働傷病を診療する医療機関の診断証明と関連資料。

評定機構は労働傷病再発確認申請を受理した後、必要に応じて労働傷病者の医療検査を手配し、医療衛生専門家が医療検査結論及び関連資料に基づき、労働傷病者を直接検査して確認意見を出し、「労働傷病再発確認書」を作成して雇用団体と労働傷病者に提出する。

六、その他

(二十六)本市行政区域内の『実施規則』規定に従って労働傷病保険に加入する雇用団体が破産返済或いは合併、閉鎖などの原因により、期日に従って労働傷病保険費を満身に納めることができない場合で、その従業員が受領すべき労働傷病保険の給付はまず労働傷病保険基金が支払い、破産清算時再度法に基づき雇用団体が納付すべき労働保険費用を全て返済する。

(二十七)本市雇用団体が雇用する外地従業員が障害事故に遭遇した場合、その労働傷病認定、労働能力評定は『実施規定』の規定に従って執行する。労働傷病保険の給付及び支払い管理などは『上海市外地従業員総合保険暫定執行規則』の関連労働傷病保険の規定に従って執行し、そのうち補助器具の配置条件に合致し、補助器具の配置を必要とする場合、本『通知』の規定を参照し執行する。

労働傷病者が『上海市外地従業員総合保険暫定執行規則』に従って一回限りの労働傷病保険の給付を受領した後、労働傷病者の症状に変化が発生した場合は、労働傷病再発確認と労働能力再調査評定を実行しない。

(二十八)本市雇用団体が任用した定年退職者に障害事故が発生した場合、その労働傷病認定、労働能力評定は『実施規則』の規定に従って執行し、労働傷病保険の給付は『実施規則』の規定を参照し任用団体が支給する。

(二十九)本『通知』は『実施規則』の実施日から施行する。

- 付属一:「労働傷病再発確認書」
- 付属二:「医療費用区分決算通知書」
- 付属三:「補助器具項目及び費用標準」
- 付属四:「補助器具配置確認書」
- 付属五:「補助器具配置申請表」
- 付属六:「休業給与支給期の延長申請表」
- 付属七:「休業給与支給期の延長確認書」
- 付属八:「労働傷病再発確認連絡票」
- 付属九:「労働傷病再発確認申請表」

上海市労働及び社会保障局
上海市医療保険局
二〇〇四年八月二十日